る外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は非居住者である外国居住者等がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2　新令第四条第三項（外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3　新令第四条第三項（外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4　新令第四条第三項（法人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

5　新令第四条第三項（法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

6　新令第四条第三項（個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の事業税について適用する。

7　新令第四条第三項（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

（国内事業所等に関する所得税法等の特例に関する経過措置）

第三条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二条第四項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第四条第一項及び第三項の規定は同法附則第五十五条第四項において準用する同法附則第二十一条第二項の規定及び同法附則第五十五条第三項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の七の五」を「第二十六条の五」を「第二十六条の四」に、「第二十六条の六」を「第二十六条の五」に、「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に、「第八節　景気調整のための課税の特例（第三十九条の十一）」を「第七節の二　特別事業再編のための課税の特例（第三十九条の十の三）」に、

「第二十三節　削除」を「第二十三節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第三十九条の百十）」に、「第三十九条の百三十」を「第三十九条の百三十一」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第二条の三十五第十項中「定める書類」の下に「（その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所若しくは居所及び変更後の氏名若しくは住所若しくは居所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該本人確認等書類」に改める。

第四条の二第十項の表中

第二百五十八条第三項第一号及び第二号 イ　第二百五十八条第四項第一号及び第二号並びに第四項第一号	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額		
第二百五十八条第四項	受けた	受けた租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法（租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法及び同号の規定により読み替えられた法第二百五十八条第五項第一号イ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

を

第二百五十八条第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額
第二百五十八条第四項	受けた	受けた租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法
	（法	（租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた法及び同号の規定により読み替えられた法第二百五十八条第五項第一号イ
	及び法	及び同号の規定
	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同条第十一項中「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項に規定する所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、法第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける上場株式等の配当等（法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る第四条の六の二第十二項第一号に掲げる金額（法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）及び当該上場株式等の配当等について第四条の九第六項（第四条の十第三項及び第四条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により計算した金額とする。